

中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱

平成25年3月22日制定
平成31年3月20日改正
(公社)熊本県トラック協会

第1条 目的

トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

第2条 受講対象者

(公社)熊本県トラック協会(以下、県ト協)の会員である法定中小企業者(資本金3億円以下又は常備従業員300人以下)の経営者、後継者及び管理者とする。

第3条 対象校

国の人材養成機関である中小企業大学校9校及びWeb校(WEBee Campus)を対象とする。最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

(九州管内校抜粋)

学校名	郵便番号	住所	電話番号
直方校	822-0005	福岡県直方市永満寺 1463-2	0949-28-1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山 1769-1	0966-23-6800

第4条 対象講座

対象となる講座は、毎年度4月1日から翌年2月末までの中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

第5条 受講(予算)定員

原則として1会員事業者4名以内とする。但し、助成期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点までとする。

第6条 受講内容等の通知

県ト協は、全日本トラック協会(以下、全ト協)から通知のあった対象となる講座の内容及びスケジュール等を会員事業者へ周知する。

第7条 受講の申込み

受講を希望する会員事業者は、別添の「中小企業大学校講座受講促進助成制度申込書」(様式1)をFAXにて県ト協に提出する。

2. 県ト協から、受講の承認の連絡があり次第、中小企業大学校へ受講を申し込む。

第8条 大学校への申込み

受講を希望する会員事業者は、県ト協からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申し込みの手続きを行うものとする。

なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料(全額)を直接納入する。

2. 受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。
3. 受講料は、所定の額(全額)を会員事業者が、直接、当該校に納入する。

第9条 受講修了後の手続き

会員事業者は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講修了通知兼受講料助成請求書」(様式2)を県ト協へ提出する。

その際、「受講修了証書」の写し及び「振込金受取書」等の写しを添付する。なお、「受講修了通知兼受講料助成請求書」の最終の提出は、2月末までとする。

2. 県ト協は、提出された「受講修了通知兼受講料助成請求書」、「受講修了証書」(写し)、「振込金受取書」(写し)の内容を確認した上で、「受講修了報告書兼負担金請求書」に必要事項を記載し、全ト協へ提出する。

第10条 受講料の負担

受講料については、受講修了事業者・県ト協・全ト協が、各々3分の1の割合で負担する。事業者・県ト協の負担額は、百円未満は切り捨てとし、全ト協の負担額は、受講料から事業者及び県ト協の負担額を差し引いた額とする。

また、国、自治体等からの助成金の合計が受講料の3分の2を超える場合は、県ト協及び全ト協の助成金は交付しない。

ただし、国、自治体等からの助成金の合計が受講料の3分の2未満の場合は、全ト協の助成金を交付する。(国・自治体等からの助成額が分かる疎明資料を提出すること)

〈具体例〉 受講料 35,000 円の場合の割り振り

$$\begin{aligned} 35,000 \div 3 &= 11,666 \text{ 円} \Rightarrow \text{事業者・県ト協負担額} && 11,600 \text{ 円} \\ 35,000 - (11,600 \text{ 円} \times 2) &= \text{全ト協負担額} && 11,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

第11条 受講料負担額の支払

県ト協は、全ト協から支払われた負担額に、県ト協の所定の負担額を加えた受講料負担額を、会員事業者に支払う。

第12条 受講申込み後の変更または中止

会員事業者は、県ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更または受講を中止した場合は、その旨、速やかに県ト協あて届け出る。

なお、中止等で発生した費用等は、会員事業者が全額負担するものとする。

(附則)

本要綱は、平成31年4月1日より適用する。